

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金交付要綱第2条第1項に規定する

「カ その他市長が特に必要と認めるもの」の運用基準

第1条 富士市中小企業等奨学金返還支援補助金（以下「本補助金」という。）交付要綱第2条第1項に規定するカその他市長が特に必要と認めるものとは、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本補助金の交付の対象となる中小企業等として認めることによって、本補助金の目的である「人材の確保」、「人口の確保」に資することが合理的に説明可能であること。
- (3) 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「当該団体」という。）において、継続的に人材確保を行っている実態を有すること。
- (4) 当該団体の奨学金返還支援手当の支給に係り、同趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 本市の外郭団体、宗教団体、政治団体及び公序良俗に反する事業を行う団体ではないこと。
- (6) 富士市補助金等交付規則第4条第2項に規定する暴力団等ではないこと。

第2条 市長は、当該団体から下記に掲げる資料等の提示を受け、第1条各号に該当することを確認するものとする。

- (1) 当該団体の概要資料（当該団体の事業パンフレット等）
- (2) 第1条2号に係る説明書（本補助金を申請することが「人材の確保」、「人口の確保」に資する理由を記載した任意の書類）
- (3) 第1条3号に係る計画書（過去5年間程度の当該団体の採用状況及び今後3年間程度の採用計画のわかる任意の書類）
- (4) 第1条4号に係る誓約書（別添の作成例を参考に作成した任意の書類）

第3条 市長は、第2条の資料等により第1条の基準に該当することが確認できた場合は、本補助金の交付の対象となる中小企業等として認めることとする。

附 則

この基準は、平成31年4月15日から施行する。

(作成例)

富士市中小企業等奨学金返還支援補助金の交付申請に係る誓約書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

団体名

氏 名

印

電話番号

●●(団体名称)は、富士市中小企業等奨学金返還支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付を申請するにあたり、補助対象経費となる奨学金返還支援手当の支給に係る経費について、同趣旨の補助金等の交付を受けていないことを誓約します。

本補助金の交付決定後に、他の同趣旨の補助金等の交付を受けていることが判明した場合は、富士市補助金等交付規則に基づき本補助金を返還します。